

第 16 回 鹿野川ダム水質検討会

【 委員名簿 】

1. 検討委員(※敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	中野 伸一	京都大学 生態学研究センター長 教授
	治多 伸介	愛媛大学大学院 農学研究科 生物環境学専攻 教授
	萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ長
地域関係	澤井 弘説	肱川上流漁業協同組合 代表理事組合長
	橋本 福矩	肱川漁業協同組合 代表理事組合長
	藤岡 周二	大洲市観光協会 会長
行政関係	木村 圭策	愛媛県 土木部 河川港湾局長
	藤田 修	大洲市 市民福祉部長
	藤井 兼人	西予市 生活福祉部長
	中嶋 優治	内子町 環境政策室長

2. 事務局

国土交通省四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所

「鹿野川ダム水質検討会」規約

(名称)

第1条 本会は、「鹿野川ダム水質検討会」（以下「検討会」という。）と称す。

(目的)

第2条 鹿野川ダム貯水池やダム下流河川の水質改善のため、貯水池内及び流入支川における対策について検討し、事業者に技術的な助言を行うことを目的とする。なお、上記以外の事項についても事業者から要請があった場合には、助言を行うものとする。

(検討会の委員)

第3条 検討会は、別紙に掲げる検討委員で構成する。

2 検討委員の任期は原則として3年とし、再任は妨げない。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。委員長は検討委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する検討委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて検討委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所鹿野川ダム管理支所に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。

2 検討会は原則公開とする。

(附則)

この規約は平成19年11月30日より施行する。

この規約は令和3年3月19日より施行する。

別紙（検討委員名簿）

「鹿野川ダム水質検討会」検討委員

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	中野 伸一 (委員長)	京都大学 生態学研究センター長 教授
	治多 伸介	愛媛大学大学院 農学研究科 生物環境学専攻 教授
	萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ長
地域関係	澤井 弘説	肱川上流漁業協同組合 代表理事組合長
	橋本 福矩	肱川漁業協同組合 代表理事組合長
	藤岡 周二	大洲市観光協会 会長
行政関係	木村 圭策	愛媛県 土木部 河川港湾局長
	藤田 修	大洲市 市民福祉部長
	藤井 兼人	西予市 生活福祉部長
	中嶋 優治	内子町 環境政策室長